

福岡市 障がい保健福祉計画

概要版

第 1	計画の概要	・ ・ ・ ・ P 1
第 2	障がい保健福祉施策をめぐる現状	・ ・ ・ ・ P 2
第 3	障がい保健福祉施策の取組の方向性	・ ・ ・ ・ P 3
第 4	障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	・ ・ ・ ・ P 1 1
第 5	計画の推進体制	・ ・ ・ ・ P 1 3

第1 計画の概要

1 計画の位置付け

- ①障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
 - ②障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
- として策定するものです。

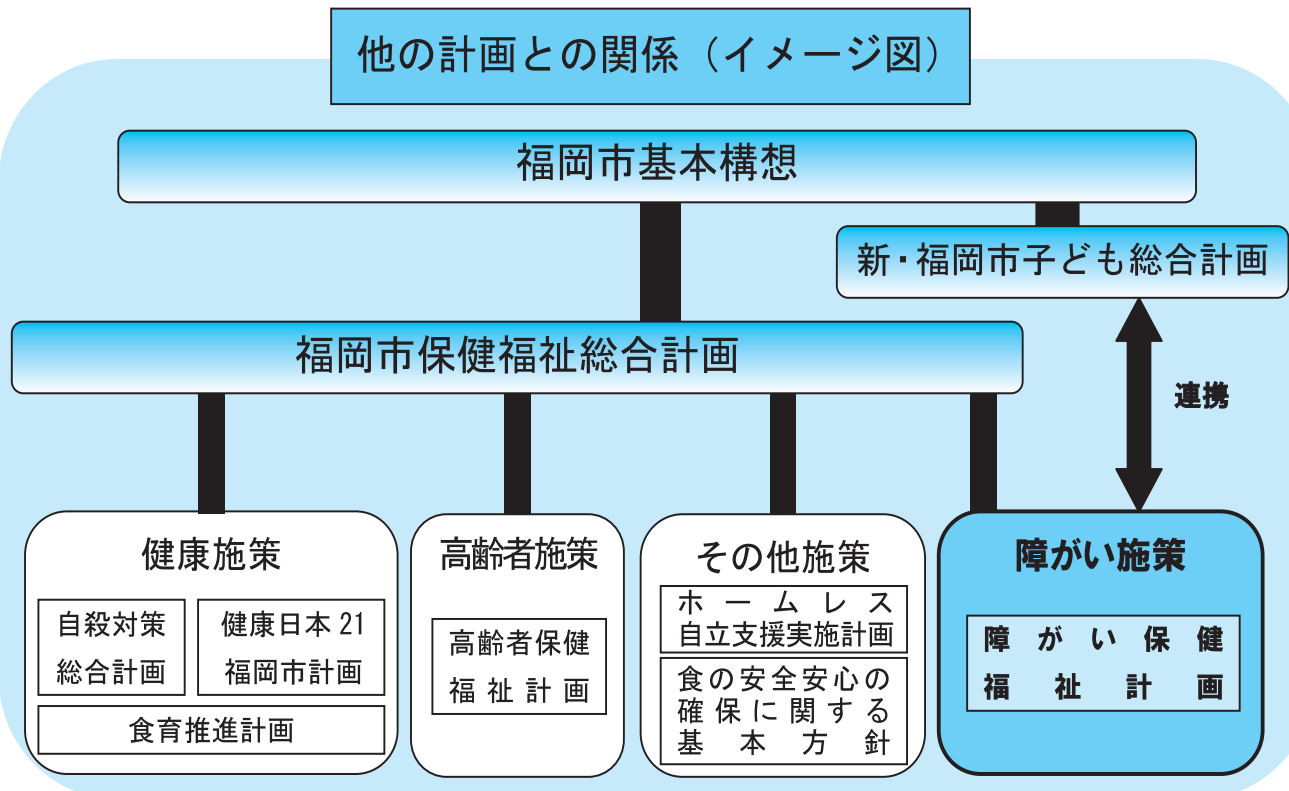
2 計画期間等

平成24年（2012）年度から平成26年（2014）年度までの3年間です。
なお、現在国において障害者総合支援法の制定が検討されていることや障害者権利条約の批准に向けて障害者差別禁止法が制定される予定であるため、それらの動向を踏まえて、必要に応じて計画を見直すことがあります。

3 他の計画との関係

国及び福岡県の計画と整合性を図りながら、福岡市基本構想に即した計画として、「福岡市保健福祉総合計画」を踏まえた分野別計画として位置付けています。また、「新・福岡市子ども総合計画」とも連携を図ります。

他の計画との関係（イメージ図）

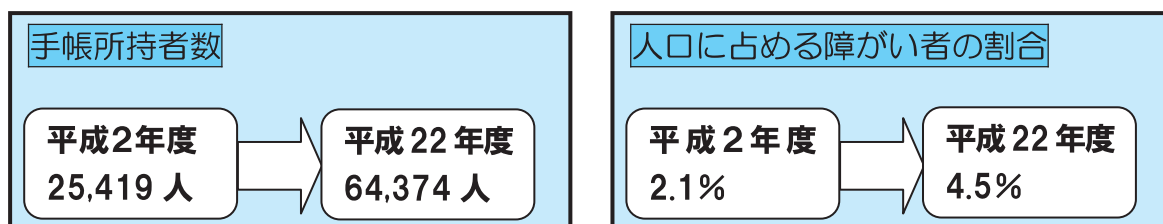


第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

■障がい児・者の手帳所持者数の推移

○20年間でみると、身体障がい者は2.3倍、知的障がい者は2.6倍、知的障がい児は2.0倍となっています。また、精神障がい者は、10年間でみると、4.0倍となっています。

○人口に占める障がい者の割合は4.5%であり、市民の約22人に1人が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。



■障がい者の年齢構成

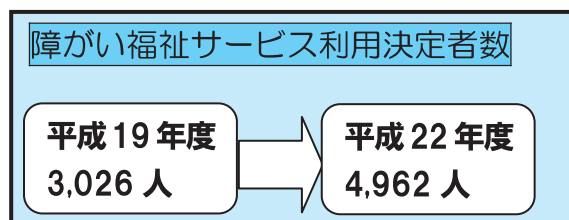
○身体障がい児・者のうち、18歳以上は全体の97.7%となっており、18歳以上が大半を占めています。

○知的障がい児・者は、身体障がいに比べて18歳未満の児童の占める割合が高く、全体の3割弱が児童です。

○精神疾患のうち、入院患者では、60歳代が最も多く、29.3%となっています。一方、外来患者では、40歳代が26.0%と最も多くなっています。

■障がい福祉サービス利用決定者数の推移

○障がい福祉サービスを利用している人（障がい程度区分認定を受けている人）は、3年間で約1.6倍の伸びを示しています。



■障がい保健福祉施策関連事業費の現状

○福岡市の障がい保健福祉施策関連事業費は、障がい者の増加などサービスの利用が毎年増加しており、平成19年度と平成22年度の事業費を比較すると約45億円増加しています。

第3 障がい保健福祉施策の取組の方向性

1 施策推進による目標像

施策推進による目標像

「障がいのある人となない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」

「障がいのある人は、障がいのない人と等しく地域において自立した生活を営む主体である」ことを踏まえ、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための支援を充実させていきます。また、地域社会の一員として参画していくための支援を行うことによって、障がいの有無によって分け隔てられることがない、共生社会の実現を目指していきます。

2 施策推進に当たっての視点

障がい児・者を取り巻く問題や、福祉サービスに関する課題を踏まえ、本計画において特に次に掲げる5つの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。

視点その1 ユニバーサルな社会づくり

福岡市では、「みんながやさしい、みんなにやさしい『ユニバーサルシティ福岡』」をまちの目標像として掲げており、障がい保健福祉の分野においては、障がい者の自立及び社会参加の支援等を推進していく必要があります。

障がい者の就労支援や啓発活動、社会参加促進施策などを展開することにより、ソフト・ハードの両面から、障がい者にとって社会的障壁のない社会であることが求められています。

視点その2 地域社会で安心して暮らせるための支援策の充実

障がい者等が円滑に地域生活を送る権利を守るためには、支援を受けていない家庭にも必要な情報が的確に伝わるよう取り組んでいく必要があります。

行政機関や事業所等による相談支援を始め、自立支援協議会の充実などを図ることが必要です。

障がい者の高齢化や障がい者数の増加等に伴い、地域における支え合いがますます重要となっています。支援が必要な障がい者の状況把握や地域住民との連携など、的確な支援のあり方について検討していく必要があります。

視点その3 障がいの特性を踏まえた支援策の充実

それぞれの障がい特性を踏まえた支援策も不可欠です。精神障がい者施策については、保健・医療・福祉が連携した支援の必要性や、精神障がいの理解促進などを進める必要があります。

また、発達障がい児・者については、障がいの特性に応じた福祉サービスの提供や、発達障がいの理解促進、発達障がい児・者を支援するための人材育成が課題となっています。

障がい児については、障がいの早期発見・早期支援のための体制づくりが求められています。

視点その4 医療ケアの必要な人や強度行動障がい者などへの支援策の充実

医療ケアの必要な人や、強度行動障がい者などについては、短期入所の確保等について切実なニーズがあるため、サービスの提供体制の拡充など、地域で生活するための支援策を充実していく必要があります。

視点その5 社会情勢の変化をとらえた福祉サービス等の実施

障がいのある人の地域生活支援に努める中、サービス利用者等の増加に伴って事業費は急速に増加しています。

国の障がい者制度改革の動向や既存事業の状況にも留意しながら、社会情勢の変化に適切に対応し、施策を実施していく必要があります。

3 各障がい保健福祉施策及び取組の方向性

(1) 地域生活支援

①在宅サービス 居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所, 日中一時支援など

■取組の方向性

○障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに, 短期入所のさらなる充実等に努めます。また, 入院時のコミュニケーション支援の実施を検討します。

○国に対しては, 他の政令市と共同して確実な財源措置を求めています。

②移動・外出 移動支援や地下鉄料金の助成など

■取組の方向性

○重度の知的障がいのある方などの外出機会の確保を図るため, 行動援護について, サービスの充実を図ります。

○移動支援については, 国の制度の動向に留意するとともに, 必要な財政負担も考慮しながら, より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討します。

③施設サービス等 生活介護や自立訓練, 地域活動支援センターなど

■取組の方向性

○障がいのある方の日中活動の場に関しては, 利用者の障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み, とりわけ就労を通じた自立に効果的な就労移行支援や就労継続支援A型事業に関しては必要に応じて未利用の市有施設(土地・既存建物)活用も視野に入れて, 整備に努めます。

○発達障がい者に対しては, 発達障がい者支援センターとの連携の下, 生活訓練事業や就労移行支援事業の充実等を通じて, 対人関係スキルの向上や就労支援に努めます。

○強度行動障がい者に対しては, これまでのモデル事業の成果も踏まえ, 支援する人材の育成も含めて, 支援の拡充を検討します。

○重症心身障がい児(者)通園事業については, 平成24年度からの児童福祉法改正に対応し, 医療ケアが必要な方への生活介護(18歳以上)や放課後等デイサービス(学齢期)等として実施し, その充実にも努めます。

④生活用具等 補装具費の支給や日常生活用具の給付など

■取組の方向性

- 補装具や日常生活用具の給付を安定的に実施します。また、日常生活用具については、利用者ニーズに応じた内容となるよう給付品目の見直しを検討します。
- 福祉電話の給付・貸与については、現在の社会情勢に照らして適切な内容となるよう、事業のあり方を見直します。

⑤年金・手当等 障害基礎年金や特別障がい者手当、福岡市重度心身障がい者福祉手当など

■取組の方向性

- 引き続き国の所得保障制度を実施する中で、制度の周知や円滑な事務手続きに努めます。
- 福岡市重度心身障がい者福祉手当については、現行どおりに実施します。なお、今後も制度のあり方については引き続き検討を行うこととし、その過程においては、障がい者や関係者の意見を適切に把握できるよう、十分配慮して進めていきます。

⑥住宅支援 グループホーム・ケアホームや住宅入居等支援事業（居住サポート）など

■取組の方向性

- 障がい者グループホーム・ケアホームに関しては、より効果的な補助のあり方を検討し、未利用の市有施設（土地・既存建物）の活用も視野に入れて、設置促進に努めます。また、住宅都市局と連携し、市営住宅をグループホーム・ケアホームとして計画的に活用するモデル事業を実施します。なお、グループホーム・ケアホーム報酬体系について、利用者への良好な処遇の確保や安定的運営に資するよう、他都市と連携し、機会を捉えて国に要望していきます。
- 知的障がい者の将来にわたる安心の確保に関しては、グループホーム・ケアホームの必要量を見込むとともに、知的障がい者地域生活支援センターなどによる支援の下、必要に応じて入所支援や介護保険施設の利用を支援するなど、住まいの確保に努めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者に関しては、グループホーム・ケアホーム設置を促進するとともに、地域活動支援センターⅠ型などによる相談支援や地域移行支援を活用したり、自立支援協議会による地域の社会資源の有機的連携を通じて、地域生活を支援します。

⑦保健・医療・リハビリテーション

自立支援医療や重度障がい者医療費助成制度、精神科救急医療システムなど

■取組の方向性

- 障がい者に対する医療費支援制度に基づく公費負担や助成を実施していくとともに、精神障がいに対する医療サービスの充実に努めます。
- 特に、休日夜間のソフト救急を含む精神科救急医療体制の整備や、精神障がい者の早期支援など、精神障がい特有の課題に対応した取組を検討します。

「(1) 地域生活支援」における計画期間中の主な取組

- (1) 短期入所の充実
- (2) 入院時コミュニケーション支援の対応検討
- (3) 行動援護の充実
- (4) 移動支援の利便性向上検討
- (5) 日中活動の場の確保
- (6) 発達障がい者への支援
- (7) 強度行動障がい者への支援
- (8) 医療ケアが必要な人への生活介護、放課後等デイサービス等（旧重症心身障がい児（者）通園事業）の充実
- (9) グループホーム・ケアホームの設置促進
- (10) 精神障がい者への支援
- (11) 福祉従事者の人材育成

(2) 就労支援・社会参加

- ①就労支援 福岡市障がい者就労支援センターや障がい者インターンシップ事業、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、ときめきプロジェクトなど

■取組の方向性

- 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関との連携の下、就労支援施策を推進します。特に、就労意欲があっても就職の困難度が高いとされる、精神障がいや発達障がいのある方への就労支援に努めます。
- 障がい者施設での工賃に関しては、障がい者施設商品の販売促進等の取組である「ときめきプロジェクト」や障がい者施設商品のアンテナショップである「ときめきショップ」等を通じて、工賃向上を支援します。

②交通 自動車運転免許取得の助成や地下鉄料金の助成、福祉タクシー料金の助成など

■取組の方向性

○福祉乗車券の交付等については、高齢者施策との整合性にも留意しながら実施します。

③コミュニケーション支援 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、点字図書給付事業、市政情報の点字化など

■取組の方向性

○利用者負担の対象外とする現行制度を維持しながら、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣事業を継続します。

④スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加

福岡市立点字図書館や障がい者スポーツセンター、福祉バス、福岡市障がい者スポーツ大会など

■取組の方向性

○障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るなど、引き続き各種社会参加活動の促進を図ります。

○未設置となっている中央区の市立障がい者フレンドホームについては、引き続き整備に努めます。

「(2) 就労支援・社会参加」における計画期間中の主な取組

- (1) 障がい者就労支援センター事業の推進
- (2) 精神障がい者・発達障がい者への就労支援
- (3) ときめきプロジェクトの推進

(3) 啓発・交流，広報・情報提供

- ①啓発・交流 障がい者週間や精神障がい者ボランティア講座，補助犬啓発事業など

■取組の方向性

○地域における交流を促進するなど，障がいに関する市民の理解を促進するための取組を進めます。また，障がいのある人が企業で働きやすい環境や，障がい者施設の商品が身近なものになることなどを目指して，従来からの啓発事業にとどまらず地域社会への働きかけを行い，障がいへの理解の促進を図ります。

- ②広報・情報提供 障がい保健福祉施策に関する広報，障がい保健福祉施策に関する情報提供

■取組の方向性

○利用者の視点に立ち，ユニバーサルデザインへの配慮を徹底するなど，サービスの利用方法等について分かりやすく情報を発信するとともに，相談窓口における的確な情報提供に努めます。

○訪問相談支援の導入を検討するなど，サービス未利用者への適切な情報提供に努めます。

「(3) 啓発・交流，広報・情報提供」における計画期間中の主な取組

- (1) 地域交流活動などを通じた啓発
- (2) 利用者にとって分かりやすい情報発信
- (3) サービス未利用者への適切な情報提供の推進

(4) 相談支援・権利擁護

- ①相談支援 知的障がい者地域生活支援センターや地域活動支援センター
I 型、発達障がい者支援センター、地域自立支援協議会など

■取組の方向性

- 国の法律改正にあわせ、3障がいに総合的に対応できる相談支援体制づくりや、サービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、体制の充実について検討します。
- 自立支援協議会の地域の課題解決機能を充実するため、組織体制を見直し、障がい者等が継続して地域で生活できるよう総合的な支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関や自立支援協議会について周知を図ります。
- 発達障がい者支援センターにおける相談・調整機能を高め、支援者の育成や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。
- 日常の地域活動を通じた住民同士の顔の見える助け合いを基盤とした、地域住民、地域団体、事業者、行政などの多様な主体による地域における支え合いネットワークの形成に努めていきます。
- 災害時要援護者台帳について、制度の周知を図るとともに、地域住民との連携や福祉避難所の指定など、災害時の安全・安心を確保するための取組を進めます。

- ②権利擁護 成年後見制度利用支援、あんしん生活支援センター、福岡市障がい者110番、精神科入院患者の人権確保など

■取組の方向性

- 虐待防止センターの設置を検討するとともに、相談支援事業所や自立支援協議会と連携し、虐待防止の取組を進めます。
- 権利擁護に関する取組の充実を検討します。

「(4) 相談支援・権利擁護」における計画期間中の主な取組

- (1) 相談支援体制の充実・検討
- (2) 自立支援協議会の充実
- (3) 発達障がい者支援センターの充実
- (4) 災害時要援護者対策の推進
- (5) 虐待防止対策支援

(5) 障がいのある子どもへの支援

児童デイサービスや発達障がい児日中一時支援（就学前児童），障がい児施設（入所・通所），心身障がい福祉センター，東部・西部療育センター，障がい児等療育支援事業，特別支援学校放課後等支援など

■取組の方向性

○障がい児への支援策については，障がいの早期発見・早期支援，障がい児が通う保育所・幼稚園等への支援及び障がい児とその家族の在宅生活を支えるための取組をさらに充実強化していくとともに，近年，特に増加している発達障がい児に対しては，個々の年齢や障がい特性，家庭環境に応じた支援施策を検討していきます。

「(5) 障がいのある子どもへの支援」における計画期間中の主な取組

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) 療育体制等の整備

第4 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量 (第3期福岡市障がい福祉計画)

1 位置付け

本計画は，「第3期福岡市障がい福祉計画」として位置付けるとともに，国が定める基本指針に即して，平成26年度の数値目標を設定します。また，数値目標及び本計画における取組を踏まえ，平成24年度から平成26年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて福岡市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2 障がい福祉サービス等に関する数値目標及び見込量

「地域生活への移行」及び「就労の支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」に関する平成26年度における数値目標を定めます。

○障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量について

国指針、実績、福岡市の実情を踏まえながら第3期障がい福祉計画期間における取組の方向性を考慮し、見込んでいます。

項 目		数値目標
(1) 施設入所者の地域生活への移行		
①平成17年10月1日から平成26年度末までに入所施設から地域生活へ移行する者の数		410 人
②平成17年10月1日時点と比較した平成26年度末時点の施設入所者の減少数		136 人
(2) 福祉施設から一般就労への移行		
①平成26年度中に就労支援を目的とする通所施設から一般就労する者の数		55 人
②就労支援を目的とする通所施設の利用者数		
ア 平成26年度末時点の就労移行支援※1の利用者数		320 人
イ 平成26年度末時点の就労継続支援（A型）※2の利用者数		200 人

入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、国指針に基づき今後示される福岡県障害福祉計画に基づき実施することとしております。

※1 一般企業への就職を希望する人に対する訓練を行います。

※2 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。

その他、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業について、必要なサービスの見込量を定めます。

第5 計画の推進体制

1 計画の進行管理

「福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会」において計画の進捗状況の点検を行います。

(1) 計画の進捗状況の点検・公表

計画における各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

(2) 点検結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況を踏まえ、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める内容について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

3 自立支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービスによる取組を推進するに当たり、障害者自立支援法に基づき、自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。



福岡市

福岡市障がい保健福祉計画（概要版）

平成 24 年 3 月

編集・発行

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部

障がい者在宅支援課

〒 810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

TEL (092) 711-4248

FAX (092) 711-4818